

奈良県附属機関に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和七年三月二十七日

奈良県知事 山下 真

奈良県条例第三十二号

奈良県附属機関に関する条例の一部を改正する条例

奈良県附属機関に関する条例（昭和二十八年三月奈良県条例第四号）の一部を次のように改正する。

別表知事の部奈良県公の施設指定管理者運営評価委員会の項を削り、同部奈良県地価調査委員会の項の次に次のように加える。

奈良県文化会館運営事業者選定委員会	奈良県文化会館の運営に係る事業者の選定に関する重要事項についての審査に関する事務
-------------------	--

別表知事の部史跡等整備活用補助金選定審査会の項、文化資源活用補助金選定審査会の項及び奈良県調理師試験及び製菓衛生師試験委員の項を削り、同部奈良県ふぐ処理師試験委員の項中「第七条第一項」を「第八条第一項」に改め、同部奈良県毒物劇物取扱者試験委員会の項、奈良県一般用医薬品登録販売者試験委員の項、奈良県中小企業会館等活用検討委員会の項及び奈良県中小企業会館等宿泊事業者選定委員会の項を削り、同部御所IC工業団地立地企業選定委員会の項の次に次のように加える。

奈良県SDGs企業認証審査委員会	奈良県SDGs企業認証に関する重要事項についての審査に関する事務
------------------	----------------------------------

別表知事の部奈良県社員・シャイン職場づくり推進会議の項の次に次のように加える。

奈良県外国人観光客交流館あり方検討委員会	奈良県外国人観光客交流館のあり方に関する重要事項についての調査審議に関する事務
----------------------	---

別表知事の部奈良の木利用拡大検討委員会の項を削り、同部まほろば健康パークにおけるインクルーシブ機能検討委員会の項を次のように改める。

まほろば健康パーク事業 業者選定委員会	まほろば健康パークに係る事業者の選定に関する重要 事項についての審査に関する事務
------------------------	---

別表知事の部まほろば健康パーク機能強化エリア整備事業事業者選定委員会の項を削る。

附 則

この条例は、令和七年四月一日から施行する。ただし、別表知事の部奈良県ふぐ処理師試験委員の項の改正規定は、公布の日から施行する。